地域公共交通計画について

地域公共交通計画とは?

地域公共交通計画は、「地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿」を明らかにする 「マスタープラン」としての役割を果たすものです。

国が定める「地域公共交通の活性化及び再生の推進に関する基本方針」に基づき、地方公共団体が地域の移動に関する関係者を集めて「活性化再生法に基づく協議会(本日開催の会議)」を開催しつつ、交通事業者や地域の関係者等と個別協議を重ねることで作成していくものです。

地域公共交通計画は、地域の社会・経済の基盤となるものです。そのため、基本的に全ての地 方公共団体において、計画の作成や実施が「努力義務」として定められています。

なぜ地域公共交通計画を作成すべきなのか?

国土交通省は、地域公共交通の維持に係る支援として、「地域公共交通確保維持事業」に基づき、交通事業者等へ乗合バスの運行費等に対する支援を行っています。本町の関係するところでは、金剛バス㈱様における一部運行系統について、当該支援を受けております。

これまでの補助制度では、補助要件として地域公共交通計画の作成や、同計画における補助系統の位置付けは求められていませんでしたが、真に公的負担により確保・維持が必要な系統に対し、効果的・効率的な支援を実施するため、令和2年11月の活性化再生法の改正と合わせる形で、地域公共交通計画の作成及び計画における補助系統の位置付けが補助要件化されました。

今後も引き続き、補助制度を活用するためには、本町においても、地域公共交通計画を策定 し、補助系統を位置付けなければなりません。河南町地域公共交通会議規則第2条第3号の規定 に基づき、当会議体が主体となって計画の作成や経費の執行を行う必要があります。

スケジュール

	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
調査・研究		—						
素案作成				\rightarrow				
会議開催								
パブコメ						\longrightarrow		
計画策定								